

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和3(2021)年度補正予算概要.....	1
2 函館市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例 の一部を改正する条例の骨子.....	2

1 令和3（2021）年度補正予算概要

一般会計

【歳出】

民生費

（単位：千円）

科目	補正額	説明	特定財源
社会福祉総務費	4,869	補助金等返還金増	4,869
			（その他）
			保育対策総合支援事業費
			補助金返還金 58

2 函館市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

特例児童扶養資金等の償還の完了等に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

函館市母子福祉資金等の償還の免除に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(償還の免除)</p> <p>第2条 市長は、次項に規定する場合を除き、資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、または精神もしくは身体に著しい障害を受けたため、当該資金を償還することができなくなったと認めるときは、その償還未済額の全部または一部の償還を免除することができる。ただし、保証人または当該資金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担した、もしくは負担する借主がある場合におけるその借主が、当該償還未済額を償還できると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>2 市長は、児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号)附則第4条第1項に規定する特例児童扶養資金または母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)附則第7条第1項に規定する母子臨時児童扶養等資金もしくは同令附則第8条第1項に規定する父子臨時児童扶養資金(以下この項において「特例児童扶養資金等」という。)の貸付けを受けた者が次に掲げる事由のいずれかに該当し、当該特例児童扶養資金等を償還することができなくなったと認めるときは、その償還未済額の一部の償還を免除することができる。ただし、保証人が当該償還未済額を償還できると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 当該特例児童扶養資金等の償還日において規則で定める所得の状況にあるとき。</u></p> <p><u>(2) 死亡したとき。</u></p> <p><u>(3) 精神または身体に著しい障害を受けたとき。</u></p>	<p>(償還の免除)</p> <p>第2条 市長は、資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、または精神もしくは身体に著しい障害を受けたため、当該資金を償還することができなくなったと認めるときは、その償還未済額の全部または一部の償還を免除することができる。ただし、保証人または当該資金の貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担した、もしくは負担する借主がある場合におけるその借主が、当該償還未済額を償還できると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(削る)</p>

(3) 施行期日

公布の日から施行する